

職員の懲戒処分等の公表について

令和8年5月1日

職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき、懲戒処分等の内容について公表します。

1 処分件数 2件

2 処分の内容等

処 分 者		射水市長
被処分者	所 属	産業経済部
	職 位	課長補佐級
	年 齢	50歳代
処分の内容	処分発令日	令和8年4月30日
	種類及び程度	停職3か月
<p>【事案の概要】</p> <p>県内公立中学校の部活動の指導を行っていた女子生徒に対し、被処分者が所有するスマートフォンからLINEを使用して、当該女子生徒が所有するスマートフォンに「洋服のコーディネートを見たい」「部活動中にもっと積極的なコミュニケーションを」という内容のメッセージを送信した。</p> <p>これらLINEを送信した行為がストーカー行為等の規制等に関する法律における「相手に義務のないことを行うことを要求した」ことに該当し、同法に違反したとして令和8年2月24日に罰金30万円の略式命令を受けた。</p>		

処 分 者		射水市長
被処分者	所 属	市民生活部
	職 位	主事級
	年 齢	20歳代
処分の内容	処分発令日	令和8年4月30日
	種類及び程度	減給（10分の1、3か月）
<p>【事案の概要】</p> <p>準公金については、在籍する所属が所管する関係団体の担当者として、当該団体の通帳を所定の保管場所以外で保管していたほか、支払事務を支出決議なしに行った。</p> <p>公金については、本市の歳入とすべき売上金について、受入れの会計処理を行わず、令和7年4月分から12月分までの売上金合計4,619,860円を所属課内のキャビネット等に現金のまま保管するなど、適切な処理を行わなかった。</p>		

併せて、管理監督責任として2名を文書訓告とした。

射水市職員の懲戒処分に関する市長コメント

日ごろから、全職員に対し全体の奉仕者として自覚することや適正な事務処理の徹底など、服務規律の確保について繰り返し注意喚起を行っていたにもかかわらず、懲戒処分となる事案が発生したことは誠に遺憾であり、再三にわたり市政に対する市民の皆様の信頼を損ねたことを深くお詫びいたします。

今回の事案を厳粛に受け止め、公務の内外を問わず公務員としての自覚を強く促すとともに、法令順守及び綱紀粛正の徹底に努めてまいります。

令和8年5月1日

射水市長 夏野 元志